

富士河口湖町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の給与、職員数、勤務条件など、平成27年度の人事行政の運営状況等について公表します。

富士河口湖町人事行政の運営等の状況の概要

1. 任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増員理由

区分 部門	職員数 (人)		対前年増減数	主な増減理由
	平成27年度	平成28年度		
一般行政	169	169	0	
教育	28	26	△2	退職者不補充
公営企業等	18	17	△1	〃
合計	215	212	△3	

(2) 採用及び離職の状況

区分 部門	採用 (人)	離職 (人)									
		退職					免職		失職	派遣 帰任	合計
		定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒			
一般行政	10	11		1							12
教育	1										
公営企業等											
合計	11	11		1							12

(注1) 採用は、平成27年4月2日から平成28年4月1日の間に採用した人数です。

(注2) 離職は、平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に離職した人数です。

2. 給与の状況

(1) 人件費の状況 (平成26年度普通会計決算)

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件费率 (B/A)
11,042,705 千円	1,447,828 千円	13.1%

(2) 職員給与費の状況 (平成26年度普通会計当初予算)

職員数 (人) A	職員給与費				一人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
199	千円 671,594	千円 80,298	千円 246,893	千円 998,785	千円 5,070

(注) 職員手当には退職手当は含みません。

(3) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	314,568 円	343,052 円	42.9 歳
労務職員	252,314 円	261,878 円	54.7 歳

(注) 平均給与月額とは、給料及び職員手当 (扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等) の合計です。

(4) 初任給の状況 (平成27年4月1日現在)

区分		富士河口湖町	山梨県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	180,800 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	146,500 円	142,100 円
労務職員	高校卒	135,400 円	149,000 円	—
	中学卒	129,200 円	131,500 円	—
看護・保健職	大学卒	198,300 円	206,900 円	—

(5) 経験年数別・学歴別平均給与月額の状況 (平成27年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年
一般行政職	大学卒	— 円	339,400 円	368,400 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	270,900 円	282,250 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
看護・保健職	大学卒	— 円	— 円	— 円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・主事補	22人	18.5%
2級	主任	10人	8.4%
3級	係長・主査	31人	26.1%
4級	課長・課長補佐・主幹	22人	18.5%
5級	課長・課長補佐・主幹	21人	17.6%
6級	課長	13人	10.9%

(注1) 富士河口湖町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

(注2) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(7) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、人事評価を試行していて、平成28年度から本格導入し勤勉手当等に反映させていく。

(8) 期末手当・勤勉手当の状況

富士河口湖町		山梨県		国	
1人あたり平均支給額 (26年度) 1,327千円		1人あたり平均支給額 (26年度) 1,519千円		—	
支給割合 (26年度)		支給割合 (26年度)		支給割合 (26年度)	
期末手当 2.60月分	勤勉手当 1.50月分	期末手当 2.55月分	勤勉手当 1.50月分	期末手当 2.60月分	勤勉手当 1.50月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%・管理職加算 10~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%・管理職加算 10~25%	

(9) 退職手当の状況（平成27年4月1日現在）

区分	富士河口湖町		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.455月分	25.55625月分	20.455月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2~20%		定年前早期退職特例措置 2~45%	
1人あたり平均支給額	19,836千円		—	

(10) 地域手当

該当なし

(11) 特殊勤務手当

該当なし

(12) 時間外勤務手当（平成25、26年度普通会計決算）

26年度	支給総額	24,255千円
	1人あたり平均支給年額	130千円
25年度	支給総額	28,899千円
	1人あたり平均支給年額	145千円

(13) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給1人あたり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円	同		17,342千円	216,487円
	配偶者以外 1人 6,500円 (配偶者がいない場合)				
	1人目 11,000円				
	満16歳年度初めから満2歳年度末までの間にある子1人につき 5,000円加算				

住居手当	1.職員の居住する借家・借間 自ら居住するための住宅を借 り受け、現に当該住宅に居住 し、月額 12,000 円を超える家 賃を支払っている職員	同		3,031 千円	227,923 円
	家賃 23,000 円以下 家賃-12,000 円				
	家賃 23,000 円を超え 55,000 円未満 (家賃-23,000 円) × 1/2 + 11,000 円				
	家賃 55,000 円以上 27,000 円				
通勤手当	1.交通機関等の利用者通勤 のために交通機関等の利用を 常例とすること、運賃等の負担 を常例とすること、徒歩により 通勤するものとした場合の通 勤距離が片道 2 km以上である こと運賃等相当額が 55,000 円 以下については運賃等相当 額	同		7,908 千円	49,773 円
	2.自動車等の使用者通勤のた めに自動車等の使用を常例と すること、徒歩により通勤する ものとした場合の通勤距離が 片道 2 km以上であること				
	～5 km 2,000 円				
	5 km～10 km 4,200 円				
	10 km～15 km 7,100 円				
	15 km～20 km 10,000 円				
	20 km～25 km 12,900 円				
	25 km～30 km 15,800 円				
	30 km～35 km 18,700 円				
	35 km～40 km 21,600 円				
	40 km～45 km 24,400 円				
	45 km～50 km 26,200 円				
	50 km～55 km 28,000 円				
	55 km～60 km 29,800 円				
60 km～ 31,600 円					
管理職手当	4種 政策財政課長・総務課 長・複雑困難課長 5種 課長 6級 4種 49,900 円 5種 41,600 円 5級 4種 47,600 円 5種 39,700 円	同		8,477 千円	494,588 円
休日勤務手当		同		—	—
寒冷地手当	1.世帯主である職員	同		10,557 千円	50,236 円
	・扶養親族がいる職員 89,000 円				
	・扶養親族がいない職員 51,000 円				
	2.その他の職員 36,800 円				

(14) 特別職の給与等の状況 (平成27年4月1日現在)

		給与月額・報酬月額	期末手当の支給割合
給料	町長	585,000円 (650,000円)	6月期 1.475月分 12月期 1.625月分 計 3.10月分
	副町長	478,600円 (532,000円)	6月期 1.475月分 12月期 1.625月分 計 3.10月分
報酬	議長	227,000円	6月期 1.6月分 12月期 1.75月分 計 3.35月分
	副議長	182,000円	
	議員	157,000円	

(注) 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8時30分	17時15分	12時~13時

(2) 年次有給休暇の使用状況 (平成26年)

平成26年1月1日~平成26年12月31日までの平均取得日数 9.6日

(3) 休暇の導入状況 (平成27年4月1日現在)

年次有給休暇	1暦年ごとに20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を繰り越せる。
傷病休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合、必要と認められる期間。
特別休暇 (主なもの)	骨髄提供、ボランティア、結婚、産前・産後、子の看護、配偶者の出産、忌引、夏季、生理休暇など
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷や疾病などにより日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合、連続する6ヶ月の期間内で必要と認められる期間

(4) 育児休業及び部分休業の取得者数 (平成26年度)

	育児休業	部分休業
男性職員	—	—
女性職員	10人	—
計	10人	—

4 分限及び懲戒処分等の状況

(1) 分限処分者数 (平成26年度)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
—	—	—	—	—	—

(2) 懲戒処分者数 (平成26年度)

戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
—	—	—	—	—	1

5 サービスの状況

(1) サービス規律遵守のための取組み (平成27年度)

- ① 年度始めにおいて、町長より全職員に綱紀粛清について訓示した。(4月)
- ② 職員の年末年始における綱紀の粛正についての訓令を通知した。(12月)
- ③ 仕事納めの式に、副町長より年末年始の綱紀の粛正について全職員に訓辞した。(12月)

(2) 兼職・兼業の許可件数 (平成27年度)

許可件数 0件

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の概要

市町村職員研修所研修

- ① 階層新（新採用者）研修 6 研修
- ② 階層現（現任者）研修 3 研修
- ③ 階層監（監督者）研修 4 研修
- ④ 階層管（管理者）研修 3 研修
- ⑤ 階層共（共通）研修 7 研修
- ⑥ 能力開発基礎研修 6 研修
- ⑦ 能力開発専門研修 0 研修
- ⑧ 支援研修 1 研修

研修職員数延べ 計 334 名

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利事業の概要(平成 27 年度)

① 職員の健康診断の状況

対象職員数	受診者数	受診率
215 人	203 人	94.4%

② 町表彰規則に基づく職員永年勤続表彰

規定なし

③ 職員互助会補助金

会員数	補助金額	補助率
215 人	0 円	0%

④ 公務災害補償の状況

区分	一般行政職	看護保健職	技能労務職	計
認定件数	0	0	1	1

公平委員会の業務の状況

公平委員会は、職員の勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分についての不服申し立てに関し必要な措置を講ずるとされています。平成 26 年度の状況は次のとおりです。

- (1) 勤務時間に関する措置の要求の状況について・・・該当なし
- (2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況について・・・該当なし